

# 令和8年度 枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付要領

施行日 令和8年5月1日

## 第1条 目的

この要領は、枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、ごみ置場の美化を図るため、市内在住でカラス対策ネット等（以下「ネット等」という。）を購入する、もしくは現行のカラス対策ネット等の買い替え及び増設が必要なごみ置場の利用を行う個人または団体（自治会・管理組合）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 交付の申請

補助金の交付申請は、ネット等を設置しようとするごみ置場を使用している全ての利用者の同意（了解）を得た上で、枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付申請書（様式第1号）に同意（了解）の結果を示し、次に掲げる書類を添えて、令和9年2月26日までに市長に提出しなければならない（郵送不可）。なお、令和9年2月26日までに予算の上限に達した場合、申請の受付を終了するものとする。

（1）購入するネット等の設置場所を示す地図

（2）価格、仕様がわかるカタログ等

2 受付は月曜日から金曜日（祝日含む）の午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く）までとする。ただし年末年始（12/26～1/3）は除く。

## 第3条 交付の決定

市長は、前条の申請があった場合において、当該申請を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付の申請を行った者（以下「交付申請者」という。）に通知するものとする。

## 第4条 交付の条件

市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付申請者に対し、次の条件を付するものとする。

（1）要綱の規定に従うこと。

（2）申請書に記載のものを購入すること。

（3）補助金額は本体価格の3分の1の額で上限1万円とする。

2 次に掲げる各号については補助の対象外とする。

（1）修繕に係る経費

（2）自作に係る経費

（3）送料

（4）消費税

## 第5条 交付の請求

補助金交付の請求は、第3条の規定による通知を受け、ネット等を購入及び設置した後、枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付請求書（様式第3号）を決定通知日から起算して90日以内又は請求書提出期限の令和9年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入したネット等の領収書  
(購入金額の内訳がわかり、交付決定通知日以降の領収日のもの)
- (2) 設置したネット等の状況がわかる写真
- (3) 市が送付した交付決定通知書のコピー
- (4) 交付申請者と同じ名義の通帳のコピー

#### 第6条 補助金の額の決定

市長は、前条の請求があった場合において、その内容を適当と認めたときは、それぞれの交付決定の範囲内で補助金の額を確定し、その旨を枚方市カラス対策ネット等購入補助金確定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 ポイント利用等による値引きの取り扱いは次のとおり割り当て、補助対象額を決定するものとする。

- (1) ポイントの額は送料に値引き額を充てるものとする。
- (2) ポイントの額が、(1)の額を上回った分は消費税に値引き額を充てるものとする。
- (3) ポイントの額が、(1)及び(2)の額を上回った分は本体価格から差し引き補助対象額とする。

#### 第7条 補助金の交付

補助金は、前条の規定により確定した額を交付するものとする。

#### 第8条 変更等の申請

交付申請者は、ネット等の申請購入数の一部もしくは全てを取消す場合は、速やかに、枚方市カラス対策ネット等購入数等変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

#### 第9条 交付の取消

市長は、枚方市カラス対策ネット等購入数等変更申請書の提出があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の一部もしくは全てを取消することができるものとする。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (3) 第5条に掲げる交付請求書の提出が期限を過ぎても提出がないとき。
- (4) 要綱又は要領に違反したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前1項の規定により交付決定の一部もしくは全てを取り消した場合は、枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知する。

#### 第10条 アンケートの協力

補助金の交付を受けた者は、ネット等の利用開始約半年後に、その利用の感想及び状況等のアンケートに協力をするものとする。